

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分）決算額 651,469千円

単位：千円

充当対象事業		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	充当額	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,701,212	1,053,097	0	57,270	61,528	529,317
	高齢者福祉事業	196,368	1,812	0	28,091	17,335	149,130
	児童福祉事業	4,161,367	1,522,222	0	430,942	229,955	1,978,248
	母子福祉事業	46,757	21,461	0	4,013	2,216	19,067
	生活保護扶助事業	1,104,005	861,153	0	16,945	23,525	202,382
	その他	82,696	191	0	2,853	8,295	71,357
	小計	7,292,405	3,459,936	0	540,114	342,854	2,949,501
社会保険	国民健康保険事業	577,000	274,066	0	0	31,547	271,387
	介護保険事業	877,271	0	0	0	91,356	785,915
	後期高齢者医療事業	1,105,526	156,604	0	0	98,817	850,105
	小計	2,559,797	430,670	0	0	221,720	1,907,407
保健衛生	高齢者医療事業	220,313	81,023	0	41,156	10,219	87,915
	疾病予防事業	256,159	3,791	0	13,912	24,832	213,624
	健康増進事業	415,753	8,201	0	18,819	40,481	348,252
	母子保健事業	83,861	6,044	0	582	8,043	69,192
	診療所運営事業	59,627	0	0	27,744	3,320	28,563
	小計	1,035,713	99,059	0	102,213	86,895	747,546
合計		10,887,915	3,989,665	0	642,327	651,469	5,604,454

※ 平成26年4月に消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。

※ 介護保険事業については、平成30年4月より保険者を東三河広域連合に統合したため、東三河広域連合への負担金等に充当しています。